平成２３年（フ）第４１７号
大阪市天王寺区舟橋町７番10号
債務者　株式会社エス・イー・ヴィレッジ
代表者代表取締役　足立　敏明
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川太一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後２時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６５号
埼玉県新座市東１丁目10番７号
債務者　有限会社エーシー設備
代表者代表取締役　鈴木　昭夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池澤　幸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後２時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３２号
横浜市鶴見区岸谷１丁目27番12号
債務者　株式会社有泉商店
代表者代表取締役　有泉　利男
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内万紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後１時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６号
兵庫県宍粟市山崎町庄能379番地１
債務者　有限会社美安
代表者代表取締役　内海　真純
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後４時
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１５６６号
北海道沙流郡平取町字貫気別79番地２
債務者　大貫建設株式会社
代表者代表取締役　佐藤　耕治
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３８号
埼玉県飯能市緑町16番地７号
債務者　有限会社ファインオート
代表者代表取締役　小塩　義秋
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午後３時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３１４号
名古屋市東区上竪杉町19番地
債務者　株式会社篠田川口建築事務所
代表者代表取締役　川口　喜朗
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉住健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３３１号
神奈川県南足柄市岩原1004番地26
債務者　安池　恒雄
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３３２号
神奈川県南足柄市岩原1004番地26
債務者　安池　惠子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４４５号
仙台市青葉区葉山町４番１号
債務者　近藤　詠子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　　梢
4　破産債権の届出期間　平成23年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字神山前59番地１
債務者　西山　　昇
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　浩一
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４１５号
兵庫県尼崎市立花町２丁目14番１号サニーコート103号、前住所兵庫県西宮市一ケ谷町６番８―303号
債務者　西森　大高
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　破産債権の届出期間　平成23年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９号
福島県白河市高山37番地３　新白河リバーサイドⅡ203、住民票上の住所福島県白河市白坂愛宕山147番地144
債務者　佐藤　宏記
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯坐麻里子
4　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
長野県佐久市瀬戸453―64　シャルマン佐久平Ｂ103、申立時の住所・住民票上の住所長野県東御市滋野乙2954番地８
債務者　佐藤百合花（旧姓升田・甲斐）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　忍
4　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１２９８号
名古屋市緑区六田１丁目229番地
債務者　平井　憲男
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟橋　民江
4　破産債権の届出期間　平成23年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後３時45分
6　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部